

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、令和4年第5回大槌町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松則明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

7番、東梅 守君及び8番、阿部俊作君を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定

○議長（小松則明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

日程第3 議案第70号 令和4年度大槌町一般会計補正予算（第6号）を定めることについて

日程第4 議案第71号 令和4年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第3、議案第70号令和4年度大槌町一般会計補正予算（第6号）を定めることについてから、日程第4、議案第71号令和4年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについてまで、2件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 令和4年第5回大槌町議会臨時会における議案2件につきまして、提案理由を申し上げます。

議案第70号令和4年度大槌町一般会計補正予算（第6号）を定めることについては、去る12月定例会における補正予算の質疑において、大槌町文化交流センターの指定管理料について疑義が出されたことから、当該施設等の施設管理料を除いたほか、出産・子育て応援交付金事業及び岩手県人事委員会勧告による期末手当等の増額分を追加し提案するものであり、既定の歳入歳出予算に7,728万円を追加し、歳入歳出総額を110億5,601万3,000円とするものであります。

議案第71号令和4年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについては、岩手県人事委員会勧告による職員手当等の増額分を追加し提案するものであり、既定の歳入歳出予算に29万5,000円を追加し、歳入歳出総額を16億7,675万2,000円とするものであります。

以上、提案理由を申し上げました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○

日程第3 議案第70号 令和4年度大槌町一般会計補正予算（第6号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第3、議案第70号令和4年度大槌町一般会計補正予算（第6号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 議案第70号令和4年度大槌町一般会計補正予算（第6号）を定めることについて、御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入。

14款国庫支出金1項国庫負担金、補正額687万3,000円の増は、子どものための教育・保育給付費交付金等であります。

2項国庫補助金、補正額1,040万1,000円の減は、キャッシュレス決済推進事業費の精算に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の減、出産・子育て応援交付金国庫補助金等の増であります。

15款県支出金1項県負担金、補正額327万7,000円の増は、子どものための教育・保育給付費負担金等であります。

2項県補助金、補正額1,168万4,000円の増は、生活困窮者原油価格・物価高騰特別対策事業費補助金、新規就労者育成総合対策経営発展支援事業費補助金等であります。

3 項委託金、補正額180万円の減は、参議院議員通常選挙委託金であります。

18款繰入金 2 項基金繰入金、補正額3,159万9,000円の増は、農業、水産業、公共交通事業者等への価格高騰支援事業等の補正財源とする、ふるさとづくり基金繰入金であります。

19款 1 項繰越金、補正額3,168万8,000円の増は、今回の補正財源とする前年度繰越金であります。主な充当先は、岩手県人勸による給与費、公共施設の光熱水費等であります。

21款 1 項町債、補正額440万円の増は、生産物 6 次化開発推進施設整備事業債の増であります。

2 ページをお願いいたします。

歳出。

各款各項におきまして、岩手県人事委員会勧告に伴う人件費の補正がございます。

1 款 1 項議会費、補正額27万3,000円の増は、議員期末手当及び職員人件費であります。

2 款総務費 1 項総務管理費、補正額2,605万3,000円の増は、電力価格高騰に伴う役場庁舎の光熱水費の増及び三陸鉄道株式会社に対する運行支援に係る沿線市町村負担等であります。

2 項徴税费、補正額50万3,000円の増は、人件費であります。

3 項戸籍住民基本台帳費、補正額372万円の増は、マイナンバーカード普及促進強化に係る人件費等であります。

4 項選挙費、補正額175万4,000円の減は、参議院議員通常選挙に伴う職員手当等であります。

7 項地方創生費、補正額 9 万6,000円の増は、高校魅力化推進事業業務委託料の減、地方創生 6 次化開発推進施設整備工事の増であります。

3 款民生費 1 項社会福祉費、補正額1,219万3,000円の増は、生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策事業等であります。

2 項児童福祉費、補正額1,466万円の増は、保育所運営費委託料、障害児入所給付費等であります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費、補正額945万1,000円の増は、出産・子育て応援支援金等であります。

2 項清掃費、補正額86万円の増は、電力価格高騰に伴うリサイクルセンター、最終処分場の光熱水費等であります。

6 款農林水産業費 1 項農業費、補正額502万6,000円の増は、人事異動に伴う人件費の減、新規就労者育成総合対策経営発展支援事業補助金、農業緊急支援補助金等の増であります。

3 項水産業費、補正額785万9,000円の増は、水産業緊急支援補助金等であります。

7 款 1 項商工費、補正額1,201万7,000円の減は、キャッシュレス決済推進事業費の減、地域経済活性化事業業務委託料等の増であります。

8 款土木費 1 項土木管理費、補正額63万5,000円の増は、人件費であります。

2 項道路橋梁費、補正額180万円の増は、電力価格高騰に伴う街路灯の電気料金であります。

3 項河川費、補正額46万5,000円の増は、準用河川維持管理業務委託料であります。

4 項都市計画費、補正額434万1,000円の減は、下水道事業会計負担金の減であります。

9 款 1 項消防費、補正額142万円の増は、消防団第 4 分団消防屯所整備に係る用地購入費等であります。

3 ページをお願いいたします。

10 款教育費 1 項教育総務費、補正額46万2,000円の増は、人件費であります。

2 項小学校費、補正額769,000円の増は、電力価格高騰に伴う吉里吉里小学校の光熱水費であります。

3 項中学校費、補正額25万2,000円の増は、燃料・電力価格高騰に伴う吉里吉里中学校の燃料費、光熱水費であります。

4 項義務教育学校費、補正額329万2,000円の増は、電力価格高騰に伴う大槌学園の光熱水費であります。

5 項社会教育費、補正額140万6,000円の増は、人件費及び電力価格高騰に伴う公民館等の光熱水費の増であります。

6 項保健体育費、補正額362万1,000円の増は、電力価格高騰に伴う学校給食センターの光熱水費等の増であります。

12 款 1 項公債費、補正額57万6,000円の増は、町債元利償還金であります。

4 ページをお願いいたします。

第 2 表、繰越明許費、追加。

款、項、事業名及び金額の順に読み上げます。款及び項が同一な場合は、款名及び項名の読み上げを省略いたします。

2款総務費1項総務費、情報化推進事業1,666万4,000円、戸籍情報システム事業470万8,000円。

10款教育費6項保健体育費、勤労青少年体育センター管理運営事業643万5,000円、吉里吉里地区体育館管理運営事業741万4,000円。

5ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正、追加。

事業、期間、限度額の順に読み上げます。

スクールバス運転業務委託料、令和4年度から令和5年度まで、2,900万8,000円。今回の債務負担行為の補正は、令和5年4月より開始される業務委託を令和4年度中に入札執行するための補正であります。

6ページをお願いいたします。

変更。

事項、補正前限度額、補正後限度額の順に読み上げます。期間は補正前と同様のため省略いたします。

大槌駅観光交流施設指定管理業務委託料、1,760万円、1,960万円。安渡分館指定管理業務委託料、1,211万4,000円、1,338万6,000円。

7ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正、変更。

起債の目的、補正前限度額、補正後限度額の順に読み上げます。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様のため省略いたします。

生産物6次化開発推進施設整備事業、1,100万円、1,540万円。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,728万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億5,601万3,000円とするものです。

以上、御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

10ページをお開きください。

歳入。

14款国庫支出金2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金。進行いたします。

11ページに入ります。

18款繰入金 2 項基金繰入金 3 目ふるさと基金繰入金。進行いたします。

19款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金。進行いたします。

歳入を終わります。

13ページ、歳出に入ります。

1 款議会費 1 項議会費 1 目議会費。進行いたします。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費。進行いたします。

14ページに入ります。

2 款総務費 2 項徴税费 1 目税務総務費。進行いたします。

3 項戸籍住民台帳費 1 目戸籍住民基本台帳費。進行いたします。

4 項選挙費 1 目選挙管理費。進行いたします。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費。進行いたします。

16ページ、2 目老人福祉費。進行いたします。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費。進行いたします。

2 項清掃費 1 目清掃総務費。進行いたします。

18ページ、6 款農林水産業費 1 項農業費 2 目農業総務費。進行いたします。

3 項水産業費 1 目水産業総務費。進行いたします。

7 款商工費 1 項商工費 1 目商工総務費。進行いたします。

8 款土木費 1 項土木管理費 1 目土木総務費。進行いたします。

10款教育費 1 項教育総務費 2 目事務局費。進行いたします。

22ページ、10款教育費 5 項社会教育費 1 目社会教育総務費。進行いたします。

6 項保健体育費 3 目給食費。

歳出を終わります。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第70号令和4年度大槌町一般会計補正予算（第6号）を定めることについてを採決いたします。

この採決は電子採決システムにより行います。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れはございませんか。（「なし」の声あり）押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第4 議案第71号 令和4年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第4、議案第71号令和4年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） 議案第71号令和4年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを御説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入。

1款保険料1項介護保険料、補正額5万5,000円の増は、人件費の増によるものであります。

3款国庫支出金2項国庫補助金、補正額8万6,000円の増は、人件費の増によるものであります。

4款1項支払基金交付金、補正額2万円の増は、人件費の増によるものであります。

5款県支出金3項県補助金、補正額4万2,000円の増は、人件費の増によるものであります。

7款繰入金1項一般会計繰入金、補正額9万2,000円の増は、人件費の増によるものであります。

2ページをお開きください。

歳出。

4款地域支援事業費2項一般介護予防事業費、補正額7万3,000円の増は、人件費の増によるものであります。

3項包括的支援事業・任意事業費、補正額17万2,000円の増は、人件費の増によるものであります。

5款1項介護予防支援事業費、補正額5万円の増は、人件費の増によるものであります。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,675万2,000円とするものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5ページをお開きください。

歳入。

1 款保険料 1 項介護保険料。進行いたします。

3 款国庫支出金 2 項国庫補助金。進行いたします。

4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金。進行いたします。

5 款県支出金 3 項県補助金、6 ページ上段まで。進行いたします。

7 款繰入金 1 項一般会計繰入金。進行いたします。

歳出に入ります。歳出に関しては一括いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第71号令和4年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを採決いたします。

この採決は電子採決システムにより行います。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩

午前10時25分

○

再 開

午前10時42分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

ただいま町長から議案第72号訴えの提起についてが提出されました。

お諮りいたします。

議案第72号は緊急事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として直ちに審議することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。



(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 御異議なしと認めます。よって、議案第72号は緊急事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として直ちに審議することに決定いたしました。

○

追加日程第1 議案第72号 訴えの提起について

○議長(小松則明君) 追加議事日程第1、議案第72号訴えの提起についてを議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長(藤原 淳君) 令和4年第5回大槌町議会臨時会における追加議案1件につきまして、提案理由を申し上げます。

議案第72号訴えの提起については、災害援護資金貸付金の償還を求める訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由を申し上げます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(小松則明君) 内容説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(小笠原純一君) 議案第72号訴えの提起について、御説明申し上げます。

本議案につきましては、交付した災害援護資金の償還金を滞納し、催告にも応じないため、大船渡簡易裁判所に支払いの督促の申立てを行ったところ、相手方から督促異議申立書が簡易裁判所に提出されました。このことから、民事訴訟法第395条の規定により訴訟に移行されますことから、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決をいただき、訴訟手続に移行させていただくものであります。

相手方となる債務者は、議案記載のとおりであります。

請求する債権の内容及び額につきましては、災害援護資金貸付金元金264万2,901円、この金額に対する遅延損害金32万3,786円の計296万6,687円であります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。菊池忠彦君。

○1番(菊池忠彦君) 12月定例会で議決された1件と、また本件を合わせればおおよそ500万円程度となるわけですが、これは最悪支払いが行われなかった場合はどのような対応になるのでしょうか。その辺を御提示いただきたい。

○議長（小松則明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

この貸付けに関しましては、貸付日から6年間で償還猶予、その後、7年間で2回の14回にわたっての償還になります。この期間のうちにお支払いされない場合にあつては、国からの資金によるものの貸付けであります。これに関しては市町村がその償還を弁済するという形になります。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） そうなると、最終的には最悪一般会計からの持ち出しという形での支払いとなるわけですね。町民の血税を使ってさすがにそれはどうなんだろうという思いがあるんですけども、その辺の御見解、町長はどのように思われますか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 御指摘のとおりであります。この件は決して新しいものではなくて、過日の阪神・淡路においても同じような経過がございました。それで、26年たっても今の状況で国から神戸市に支払いなさいというのが出ている状況がございます。

大槌町においては、貸付けした分につきましてはしっかりと管理をいたしまして、支払えない部分については免除をすとかそういう手続を取っておりますので、適切に今回の場合は督促も含めてきちんとやっております。できるだけ様々な形で相手と話し合いながら、幾らのお金を納めていただくような取組をする必要であると考えております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） その辺をしっかりとやらないと、やはり私は町民の理解は得られない、そういうふう思うんですね。以前の説明であれば、大槌町は件数は他の市町村に比べると少ないほうだというふうに伺っております。実際こういったケースというのはほかに何件あるか、もし今件数が分かるのであれば御提示願いたい。

○議長（小松則明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

償還に当たって既に約定どおりお支払いいただいている方、そして、生活等、収入等の事情によりそれを分割のほうをされている方、そして少額でお支払いされている方もございますが、今回のように法的措置を取らざるを得ない状況になられている方は今回の2件のみとなっております。

○議長（小松則明君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑を終結いたし

ます。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第72号訴えの提起についてを採決いたします。

この採決は電子採決システムにより行います。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松則明君） ここで、当局からの発言の申出がありましたので、これを許可いたします。協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） さきの12月定例会における令和4年度大槌町一般会計補正予算（第6号）を定めることの審議において、私が答弁した内容について十分ではなかったことが定例会閉会后に判明いたしましたことから、議長のお許しをいただきましたので、不足部分について説明させていただきます。

大槌町文化交流センター指定管理業務委託料に関する答弁の中で、指定管理者が新電力に切り替える契約をした際、町との事前の協議はなく、事後に月次報告にて報告を受けたという旨を発言いたしました。

しかしながら、議会閉会后、指定管理者代表から担当班代表アドレス宛てに新電力への切替えより前に送られたメールが見つかり、そのメールには、新電力に契約を変更したいが、契約先変更も指定管理者の一存で行ってよいかという旨の記載がございました。

ほかにメールがないか確認いたしました。町に保存されているものはこの1通のみであったため、町からこれに返信をしているかについて指定管理者に確認いたしましたところ、指定管理者が保存していたメールから、新電力への契約変更を指定管理者で行うことに問題はない旨、担当班員からメールの送信をしていることが分かりました。

なお、このメールは室長と班の代表アドレスにも共有送信されている記載がありました。したがって、協議という形ではないにしても、指定管理者から事前に相談があった事実が分かりましたので、議員の皆様にご報告させていただきます。

なお、大槌町文化交流センター指定管理業務については、一般質問において説明不足を御指摘いただいている件も含め、今月下旬に開催を申し入れている議会全員協議会において御説明させていただく予定でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

---

○

○議長（小松則明君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和4年第5回大槌町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

閉 会 午前10時53分

上記令和4年第5回臨時会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員